

令和6年

第3回 教育委員会会議録

あさぎり町教育委員会

令和6年3月25日(月)

令和6年 第3回 あさぎり町教育委員会会議録要旨

日 時	令和6年3月25日(月) 午後3時00分	
場 所	役場本庁舎2階会議室	
出席委員	伊勢啓史朗 中村麻有 椎葉直美 恒松倉基	
欠席委員		
事務局職員	教育長 米良隆夫 教育課長補佐 石井 誠 給食センター長 樫木寿礼 教育課主幹 坂本幸治	教育課長 山口宏子 指導主事 吉川 巧 教育課主幹 那須照正 教育課主事 犬童咲綾
傍 聴 人	なし	
会議録署名委員	椎葉直美	

《開会 午後3時00分》

1 開 会

○山口課長 定刻前ですが始めさせていただきます。御起立願います。礼。着席ください。教育委員の定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第3回教育委員会議を開催いたします。本日の会議日程は御手元のとおりで。それでは、教育長挨拶をお願いいたします。

2 教育長挨拶

○米良教育長 はい。では教育委員の皆様こんにちは。本日も年度末の大変お忙しい中に御臨席を頂きまして本当にありがとうございます。もうこの頃ですねちょっと雨がちょっと降りましてですね私も球磨川のほうを見に行きましたらやはり水量が増えておりました。霽もたっておりまして、大分やっぱり雨が降ったなあという感じがいたします。本当に早く止んでほしいというふうに思っております。それから、卒業式が3月10日があさぎり中学校、21日が町内の小学校の卒業式がございましたが、基本的には例年の方法に変えさせていただきました。来賓さん方も多数参加をされまして、子供たちも本当に思い出に残る卒業式になったのではないかとこのように思っております。1年間で一番大切な行事ですけども、きちんとできましたことに喜びを感じているところでございます。本日もですね、いろいろ、議案等を準備しておりますが、どうかいろいろ御意見等頂ければというふうに思っておりますし、それからこの会議が終わりましたらですね、ちょっと相談事がありますので、ちょっと、時間を頂いてよろしくお願いますでしょうか。はい、終わりましたらよろしくお願いたします。それでは本日もどうぞよろしくお願いたします。お世話になります。

3 会議録署名委員の指名

- 山口課長 次に、会議録署名委員の指名をお願いいたします。
- 米良教育長 本日は権葉委員をお願いいたします。お世話になります。
- 権葉委員 はい。

4 会期の決定

- 山口課長 次に、会期を諮りいたします。令和6年3月25日限りでよろしいでしょうか。（○「はい」という意見多数あり）意見多数ですので、会期を3月25日の1日限りといたします。次に、教育長報告をお願いいたします。

5 教育長報告

- 米良教育長 はい。それでは、レジュメの1ページをお開けください。主な事業等から報告させていただきます。まず、2月27日火曜日には、町内教頭及び主幹教諭の会議を大会議室で行っております。また同日には、会計年度職員の採用面接も行っております。3月29日木曜日には、各種、庁務手それから教育施設管理等の業務委託のプロポーザルを行っております。3月2日土曜日には、リュウキンカ座談会を大会議室で開催されました。3月3日日曜日には、文化財の防火訓練としまして阿蘇釈迦堂で行っております。地域の方々多数参加を頂きました。3月5日火曜日には、あさぎり町議会が15日まで開催されております。なお、3月5日それから6日にかけて、県立高等学校の入学の後期選抜が行われております。3月10日日曜日は、先ほど申し上げました、あさぎり中学校卒業式が開催されました。3月13日水曜日には、公立高等学校合格者の発表がっております。同日には、中学校部活動の社会体育移行検討委員会を大会議室で行っております。3月16日土曜日には、あさぎり町体育協会功労者等表彰式を大会議室で行っております。また、その後にあさぎり町体育協会の総会が実施されております。3月18日月曜日には、公民分館長会が大会議室で行われております。3月19日火曜日には、英会話教室の閉校式、これ夜間分ですけれども、せきれい館のほうで実施しております。3月21日木曜日には、あさぎり町小学校卒業式。教育委員の皆様にも参加頂きましてありがとうございました。3月22日金曜日には、第2回のあさぎり町社会教育委員会を大会議室で行っております。また同日には、あさぎり町学校規模等適正化審議会を同じく大会議室で行っております。それから本日3月25日月曜日には、午前中には、交通安全旗、横断旗等がございますが、交通安全旗の贈呈式を教育長室のほうで行いました。こくみん共済の県支部のほうから頂いております。本日の第3回の教育委員会です。次の3月定例町内校長会議につきましては、3月は実施はいたしません。3番の教職員人事異動関係です。まず、教職員異動内示が3月19日火曜日に実施しております。次に球磨管内教職員退職者辞令交付式。これが3月29日の金曜日に、午前10時からせきれい館で行われます。そしてあさぎり町教育委員会辞令交付式を4月1日月曜日の10時から大会議室で予定しております。それから、管内関係でございますが、教職員人事異動に伴う辞令交付式が、球磨管内においては、4月1日月曜日の午後1時から、せきれい館で行います。それを受けまして、あさぎり町での教職員人事異動に伴う辞令交付式を4月1日月曜日の午後3時から、同じくせきれい館で予定しておりますので、また、委員の皆様方には、いろいろこう出席頂くこともあると思いますが、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。以上です。
- 山口課長 教育長報告が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。（○「特になし」）ございませんでしょうか。はい。それでは、次の6から9までの審議事項につきましては、教育長に進行をお願いいたします。

6 非公開とする審議事項について

○米良教育長 それではまず6の非公開とする審議事項についてでございますが、協議の第2号、裏のほうに裏面になりますが、令和6年度就学援助児童生徒の認定について、個人名が出てきますので、一応、非公開と、それとあと報告2のほうもですね、個人名が出てきますので、非公開としたいと思いますが、事務局のほうで、そのほかに何か、非公開としたいというのはございませんでしょうか。途中でありましたらですね途中で言うってください。一応、2つの議案等について非公開としたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。それでは7の議案のほうに入りたいと思います。まず、議案第6号あさぎり町学校教育審議員設置規則の一部を改正する規則の制定について、まず説明よろしくお願ひいたします。

7 議 事

議案第6号 あさぎり町学校教育審議員設置規則の一部を改正する規則の制定について

○石井課長補佐 はい。資料2ページをお願いいたします。議案第6号あさぎり町学校教育審議員設置規則の一部を改正する規則の制定について。あさぎり町学校教育審議員設置規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定することとする。令和6年3月25日提出。あさぎり町教育委員会、教育長、米良隆夫。提案理由としましては、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するためです。学校教育審議員につきましては、会計年度任用職員ということで任用しておりますが、地方自治法の一部を改正する法律によりまして、会計年度任用職員についても勤勉手当を支給できることとなりました。あさぎり町におきましても、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するために規則の改正をするものです。4ページ、改正部分が第5条でございます。第5条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。附則として、この規則は、令和6年4月1日から施行します。4ページが新旧対照表となっております。以上で説明を終わります。

○米良教育長 はい。ありがとうございました。ようございますでしょうか。期末手当及び勤勉手当に改めるということで、勤勉手当が追加ということになります。ようございますでしょうか。はい、ありがとうございます。認められましたので、後の手続よろしくお願ひいたします。はい。それでは、議案第6号は終わりたいと思います。次に、議案第7号、あさぎり町地域学校協働活動推進設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、まず説明よろしくお願ひいたします。

議案第7号 あさぎり町地域学校協働活動推進設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

○石井課長補佐 はい、資料5ページをお願いいたします。議案第7号。あさぎり町地域学校協働活動推進員設置要綱の一部を改正する要綱の制定について。あさぎり町地域学校協働活動推進員設置要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり制定することとする。令和6年3月25日提出。あさぎり町教育委員会、教育長、米良隆夫。提案理由はこちらも、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するためです。6ページをお願いいたします。改正は、第10条でございます。第10条中、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。附則としまして、この要綱は、令和6年4月1日から施行します。7ページに新旧対照表をつけております。よろしくお願ひいたします。

○米良教育長 はい、ありがとうございました。一応これもさっきと一緒に、勤勉手当を追加ということですが、ようございますでしょうか。はい、ありがとうございます。承認頂きましたので、よろしくお願ひいたします。はい、それでは議案第7号を終わります。続きまして議案第8号、あさぎり町地域人権教育指導員設置規則の一部を改正する規則の制定について、まず説明をよろしくお願ひいたします。

議案第8号 あさぎり町地域人権教育指導員設置規則の一部を改正する規則の制定について

○石井課長補佐 はい、資料8ページをお願いいたします。議案第8号。あさぎり町地域人権教育指導員設置規則の一部を改正する規則の制定について。あさぎり町地域人権教育指導員設置規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定することとする。令和6年3月25日提出。あさぎり町教育委員会、教育長、米良隆夫。こちら提案理由は会計年度任用職員に期末手当を支給するためです。ただし、あさぎり町におきましては、現在、地域人権教育指導員を設置はしていませんが、規則がございましたので改正をしておくものでございます。9ページ、改正は第5条でございます。第5条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。附則としまして、この規則は、令和6年4月1日から施行する。10ページが新旧対照表でございます。以上よろしく申し上げます。

○米良教育長 ありがとうございます。今説明があったとおりでございます。一応人権教育指導についても、勤勉手当を追加ということで、期末手当及び勤勉手当に改めるということですが、伊勢委員、どうぞ。

○伊勢委員 一応6号から8号まで御提案できました。これはもうあさぎり町独自じゃなくて全国的な動きなんですか。

○米良教育長 はい、課長補佐どうぞ。

○石井課長補佐 はい。地方自治法がですね、令和5年度に改正をされまして、その中の203条の2に会計年度任用職員期末手当または勤勉手当を支給することができるという条文になりました。全国的に支給ができるということになりましたが、実際するかどうかは各自治体の判断になろうかと思われまして。以上です。

○米良教育長 はい。ようございますでしょうか。はい。自治体の判断ということでうちはもう規則のほうに位置づけるということで、はい。ほかにありますでしょうか。なければ認めるということでようございますか。はい、ありがとうございます。なら、承認頂きましたので、よろしく願いいたします。では次の議案第9号、令和6年度あさぎり町招致外国青年任用規則について、説明まずよろしく申し上げます。

議案第9号 令和6年度あさぎり町招致外国青年任用規則について

○那須主幹 はい。では、資料は11ページからになります。議案第9号、令和6年度あさぎり町招致外国青年任用規則について。語学指導等を行う外国青年招致事業により、あさぎり町において、語学指導等を行う外国青年の勤務条件を定めるため、別紙のとおり提案します。令和6年3月25日提出。あさぎり町教育委員会、教育長、米良隆夫。次に、12ページから20ページまでが令和6年度あさぎり町招致外国青年任用規則になります。この規則は、一般財団法人自治体国際化協会の通知のもと、JETプログラム参加者の勤務条件について、各任用団体において定めるもので、令和6年度熊本県招致外国青年任用規則に基づいて作成をしております。本日は昨年度から変更された点の説明を行います。変更点は一箇所です。12ページ、下段の第4条の任用期間になります。令和6年度の任用期間を、令和4年度から令和6年度まで来日したALTの来日日ごとに設定しております。なお、あさぎり町のALTですが、令和4年度に来日したキャサリンは来日日が7月24日となりますので、前半が令和6年4月1日から令和6年7月24日まで。後半が令和6年7月25日から令和7年3月31日までとなり、令和5年度に来日したレイチェルとジョセフィン、来日日が7月30日ですので、前半が令和6年4月1日から令和6年7月30日まで。後半が令和6年7月31日から令和7年3月31日までの任用期間となります。説明は以上です。

○米良教育長 はい、ありがとうございます。何かお尋ね等ございませんか。任用期間について説明がありましたが、何かお尋ね等ありませんでしょうか。ようございますか。ようございますでしょうか。(「はい」という意見多数あり) はい。なら、今、提案がありましたところで任用期間についてはよろしく

お願いしたいと思います。これについては一応、認められたということで終わりたいと思います。では次に議案第10号、あさぎり町地域学校協働活動推進員の委嘱について、まず説明よろしく願いいたします。

議案第10号 あさぎり町地域学校協働活動推進員の委嘱について

- 石井課長補佐 はい。資料は本日、別途お配りしました資料になります。A4の2枚をホッチキス止めしてあります議案第10号でございます。よろしいでしょうか。はい。議案第10号あさぎり町地域学校協働活動推進員の委嘱について。下記のものに地域学校協働活動推進員を委嘱したいので、あさぎり町地域学校協働活動推進員設置要綱第4条の規定により委員会の同意を求める。こちらが現在の推進員が令和6年3月31日をもって退職の意向を示しておりますので、令和6年4月1日からの委嘱ということになります。氏名、山本五十平。令和6年3月25日提出。あさぎり町教育委員会、教育長、米良隆夫。めくっていただきまして裏とその次のページに略歴書を掲載しております。よろしく願いいたします。
- 米良教育長 はい。まず何かお尋ね等ございませんでしょうか。ようございますですか。はい。それでは、あさぎり町地域学校協働活動推進員の委嘱については今、認められましたので、また今後の手続等をよろしくお願いしたいと思います。ようございますでしょうか。（○「はい」という意見多数あり）はい、ありがとうございます。はい。それでは、次の議案に入ります。議案第11号、あさぎり町学校教育審議員の任命について、説明よろしく願いいたします。

議案第11号 あさぎり町学校教育審議員の任命について

- 石井課長補佐 はい、こちらも別途、本日お配りしました資料になります。A4の1枚紙になります。議案第11号、あさぎり町学校教育審議員の任命について。下記のことを学校教育審議員に任命したいので、あさぎり町学校教育審議員設置規則第2条の規定により委員会の同意を求める。こちらも現在任命しております学校教育審議員が令和6年3月31日をもって退職の意向を示しておりますので、令和6年4月1日からの任命の同意でございます。氏名、原崇。令和6年3月25日提出。あさぎり町教育委員会、教育長、米良隆夫。裏面に略歴書を記載しております。よろしく願いいたします。
- 米良教育長 はい、ありがとうございました。いかがでしょうか。学校教育審議員に原崇先生を任命したいというところで提案がございましたが、何か御質問等ありませんでしょうか。現在あさぎり中学校のほうで勤めておられます。（○「はい」という意見多数あり）はい、ならいま、認められましたので、あとよろしくお願いしたいと思います。はい。それでは、議案第12号、あさぎり町学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、まず説明よろしく願いいたします。

議案第12号 あさぎり町学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

- 樫木給食センター長 はい。ページは21ページになります。議案第12号です。あさぎり町学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則の制定について。あさぎり町学校給食費条例施行規則の一部を別紙のとおり改正することとする。令和6年3月25日提出。あさぎり町教育委員会、教育長、米良隆夫。提案理由は、令和6年度あさぎり町学校給食費に係る児童生徒の給食費について、子育て世帯への支援を行うために、保護者負担額を改正する必要があるためでございます。ページをあけていただきまして22、23ページ、あさぎり町学校給食条例の施行規則から抜粋としまして、別表1の部分をつけております。こちらが単価を書くところになりますので、左手が新しいもの、右手が旧現行でございます。変更点につきましては別表1、左から3列目に保護者等負担月額、これが下線を入れておりますけれども、元々3,80

0円のところ1,900円、また中学校においては4,500円のところ2,250円。そのため1番右手の保護者負担額等の年額になりますがこちらも4万1,800円から半額になって2万900円と、4万9,500円から2万4,750円というふうに変更をさせていただきたいというものです。また、下の表の1番右の枠になりますが、1食当たり保護者負担額、これも変更になりますので、それぞれ小学校・中学校ともに113.59円と134.51円半額での設定とさせていただきたいというものです。これは、令和5年度に臨時交付金を使って半額助成を取り組ませていただきましたが、令和6年度においても同様の支援を行いたいということで、町の一般会計でもって、議会提案させていただきまして承認頂きましたので、その執行のための規則改正をさせていただきたいというものになります。以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○米良教育長 はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。何かお尋ね等はありませんでしょうか。じゃ半額ということですね。議会のほうでも、とられておりましたので規則を変えると、はいどうぞ。恒松委員どうぞ。

○恒松委員 町長の公約の中で、保護者負担の減というようなことで公約があったと思いますが、一般会計を使うということであればその公約をもとに、考えられたということでしょうか。

○米良教育長 センター長。

○樫木給食センター長 はい、そのとおりでございます。

○恒松委員 はい、ありがとうございます。

○米良教育長 ほかに何か御質問等は、ようございますか。一応、半額というところですね。来年度は徴収をということです。これについては、一応、一部を改正する規則の制定についてですので、こういうふうに変えるということでしょうか。（○「はい」という意見多数あり）はい、ありがとうございます。認められましたので、またよろしくお願ひしたいと思います。では次に、議案第13号、あさぎり町学校給食費補助金交付要綱の制定について、まず説明をよろしくお願ひいたします。

議案第13号 あさぎり町学校給食費補助金交付要綱の制定について

○樫木給食センター長 はい。資料は24ページになります。議案第13号、あさぎり町学校給食費補助金交付要綱の制定について。あさぎり町学校給食費補助金交付要綱別紙のとおり制定することとする。令和6年3月25日提出。あさぎり町教育委員会、教育長、米良隆夫。提案理由は、あさぎり町学校給食条例施行規則で支援できない児童生徒等についても、同様の補助事業を実施するために補助金交付要綱を制定する必要があるためでございます。右手25ページに補助金交付要綱をつくっておりますので御確認頂ければと思いますが、目的第1条としましては、子育て世帯が抱えている経済的負担を軽減し、少子化対策・子育て支援と学校教育の推進を図ることを目的としてということで、同じ考えの中で先ほどの規則と同じような考えの中で、支援を行うと、学校給食費の一部を支援するというものでございます。ここでは、学校給食費の一部を補助と書いておりますけども先ほどもととの提案理由にもありまして、学校給食費で支援できない人たちを支援したいという考えでございますので、対象児童生徒、第2条につきまして、第1号でございますが、保護者または対象児童生徒が町内に住所を有し、特別支援学校、こちらの小学部中学部、また、義務教育学校として町外の小中学校等、こちらに在籍されている方を対象としたいというものになります。第2号につきましては、町立の小中学校及び中学校に在籍して、アレルギー等疾患により給食ではなく自前の弁当による昼食を喫食している方になります。これでもって、あさぎり町に住所をおいてらっしゃって特別支援学校に行かれてたり、町外の私立の中学校部活等で行かれていたり、アレルギーで学校給食を食べれなくて

親御さんの手弁当の方に対して支援を行うということになります。また第3号では、生活保護、準要保護及びその他の公的扶助の制度等により、学校給食費の補助または援助を受けてない、または受けている場合は扶助率が5割以下であるということでこれは、特別支援学校等は、その親御さんの経済状況で、1区2区3区と分かれておまして、1区は全額支援を受けられています。2区が半額、3区は全部親御さんの負担という形でございますけれども、その全部を受けてらっしゃる1区の方はもう必要がありませんので、2区の方への半額支援また3区の方への支援を行いたいというものでございます。補助対象者はあさぎり町内の児童生徒の保護者であって、現在扶養している方、これは親御さんじゃなくておじいちゃんおばあちゃんたちがそこで支援なさってる場合もありますのでこういう書き方をさせていただいております。第2条第3条共に、その他特に町長が必要と認めたものということで、想定外の場合にも対応できるようにさせていただきたいと思っております。第4条が補助金の額になります。表1表2二つありますが、表1、町外小中学校等在籍者。これが、先ほど申し上げた特別支援学校であったり、町外に行かれてる方たちへの支援という考えでございます。小学部、中学部ともをそれぞれ、表の2列目、補助基準額1食当たりとその横が補助上限年額1人当たりということで、1食当たりの金額は、実際のあさぎり町小学校に行ってらっしゃる子供さんの補助額に、町が実際に高騰分を据え置いて支援してる分を計上しました実際の1人当たりの支援額になります。上限額はそれを丸々持ち込んだものというふうに考えていただければと思います。中学部についても同様の計算式で出しております。枠の1番4段目ですね、米印の部分は、補助額は在籍する学校の給食費負担額の半額を超えないものとする。これでもって、実際の負担額の半額までしか出さないですよという形でさせていただきたいと思っております。表2につきましては町内小・中学校の在籍者でございますので、アレルギーの方、今あさぎり町にお1人だけいらっしゃいますので、その方を対象に考えております。同じく1食当たりの金額が157,22円で補助上限額1人当たり2万8,930円。これは先ほどの説明規則でいきますと、2万900円が半額になります。しかし高騰分についても据置きしながら町が支援をしておりますのでその分を勘案しますと2万8,930円と、この上限、またほかの人と同じところまでは支援させていただきたいというものになっております。以降、補助金の額から第5条を第6条につきましては、補助申請等の説明でございますので割愛させていただければと思います。また、様式の第1号以降をつけておりますが27ページの後の分がちょっと、すいません添付漏れしておりますので別添で追加資料、議案13号関係というもので、A4、2枚表裏と次の表のページまで、それぞれの要綱を資料として添付しております。これで補助事業を行いたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○米良教育長 はい、ありがとうございました。お尋ね等はございませんでしょうか。はい。伊勢委員どうぞ。

○伊勢委員 一応、この補助金の交付は申請することになっているようですが、該当ににあたるような人たちの周知はできるんですか。

○米良教育長 センター長。

○樫木給食センター長 はい、まだ周知までは行っておりません。当然要綱が制定されて承認されまして、そのあと広報紙ですね、をベースで周知をさせていただきたいと思っております。1年間の後のほうに書いておりますけれども、年度間での支給になりますので、4月から3月までの分を2月に手を挙げていただいて、実績でもって食数の実績でもって半額助成をしますもので、はい。それまでは御負担頂いておいて、いわゆる令和5年度と同じようなやり方になりますけれども、3月精算で支給をさせていただくと、それまでには十分周知はできるかと考えております。

○伊勢委員 実は、やっぱり家庭によっては、この申請手続が非常にハードルになってるようなところもある

と思います。やっぱり、何かこう、手助けするというか、申請にあたって加勢するとか、そういうことが必要な人もいないかなと思います。そういうのがハードルになってる人もいます。どういうふうにすればいいか、例えば民生委員さんとかですね。そういう人あたりも情報を流して、できれば民生委員さんたちが、余計な仕事かもしれんけど、申請の援助をしてあげるとか委員会に来られれば、そういうのはできるのかもしれないけど、なかなかそういうハードルがある方もいるんじゃないかなということも念頭に置いたほうがいいのかなと思います。

○米良教育長 はい、ありがとうございました。今、ちょっと質問で何か考えていることがあったらお願いしたいと思います。センター長。

○樫木給食センター長 はい。実際に支援学校に行ってもらってる就学されている方とか、先ほど申し上げたようにアレルギーの方また、町外に出てらっしゃる子供さん等も把握はありますので、そちらについてはお知らせ等での通知等もできるかと思っておりますのでそれで御相談を頂きたいという手紙で対応できればと思います。はい。

○米良教育長 はい、ありがとうございました。やはり丁寧に、人数は余り多くないので、丁寧にやっぱり時下に説明も入れたほうがいい場合がありますので、はい、そういうところはまた、教育課内です。ね相談しながらやっていければと思っております。ほかに何かお尋ね等はございませんでしょうか。なら、議案第13号につきましては、ようございますでしょうか。(○「はい」という意見多数あり)はい、ありがとうございます。承認頂きましたので、はい、あとまたよろしくお願いいいたします。お世話になります。では次の協議に入りたいと思います。協議第1号、令和6年度あさぎり町教育委員会教職員等辞令交付式の開催について、まず説明よろしくお願いいいたします。

8 協 議

協議第1号 令和6年度あさぎり町教育委員会教職員等辞令交付式の開催について

○坂本主幹 はい、失礼します。協議第1号、令和6年度あさぎり町教育委員会教職員等辞令交付式の開催についてです。資料は28ページを御覧ください。辞令交付式の次第を案をつけております。委員の皆様には既に通知のほうは送付させていただいておりますが、日時が令和6年4月1日月曜日、午後3時30分からとなっております。場所があさぎり町深田校区公民館せきれい館の講堂で実施いたします。日程の中に1番の開式と12番の閉式ございますが、開式を伊勢委員のほうにお願いできればというふうに考えております。また閉式につきましては、椎葉委員のほうにお願いできればというところで考えております。御協議のほうよろしくお願いいします。

○米良教育長 はい、ありがとうございました。まず4月1日月曜日、午後3時30分からと、1時から管内の辞令交付式がございますので、その後続けて実施したいと、ちょっと準備等がございますが、もうこの時間に合わせてですね、準備したいと思っております。今、日程のところ、開式を伊勢委員、それから閉式を椎葉委員、お願いしたいということですが、一応まわして計画しました。ようございますでしょうか。(○「はい」という意見多数あり)はい、ありがとうございます。では、よろしくお願いいしたいというふうに思っております。それでは協議第1号を終わります。次の協議第2号、令和6年度就学援助児童生徒の認定について、まず説明よろしくお願いいします。

協議第2号 令和6年度就学援助児童・生徒の認定について

<非公開案件につき内容は省略>

9 報 告

(1) あさぎり町立小・中学校入学式について

○米良教育長 それでは協議を終わりました、9の報告に入りたいと思います。まず、(1)のあさぎり町立小・中学校入学式について、説明よろしく願いいたします。

○坂本主幹 はい、失礼します。資料は29ページを御確認ください。前回の協議の中で各学校の入学式の出席につきまして協議頂きましたので結果を載せております。小学校が4月9日の午前中、午後からあさぎり中学校の入学式となっております。参集時刻等につきましては各学校から通知が来ていると思いますので、そちらのほうを御確認頂ければと思います。当日はですね、多分委員さんの紹介があらうかと思えます。また、学校によってはですね委員会のほうから、黄色い帽子とタスキを記念品として贈呈しておりますので、そちらの受渡しの依頼があるかもしれませんので、その時には御対応頂ければと思います。以上でございます。

○米良教育長 はい、ありがとうございました。今、入学式の説明がございましたが、場合によっては贈呈式がありますので、よろしいでしょうか。(○「はい」という意見多数あり)はい、よろしく願いいたします。はい。それでは次の(2)のいじめ不登校の状況について、説明よろしく願いいたします。

(2) いじめ・不登校の状況について

<非公開案件につき内容は省略>

(3) 令和5年度あさぎり町教育振興会について

○米良教育長 それでは、次の(3)の令和5年度あさぎり町教育振興会について、説明よろしく願いします。

○吉川指導主事 はい。それでは失礼いたします。資料は、本冊子の30ページをお開きください。順序が前後いたしますが、32ページから今年度の九つの部会について、総括をしたのを入れております。後でお話をしますけれども、この九つの部会については、令和2年度末にあさぎり町教育振興会という団体のもとでの各部会というふうになっております。で、これまで令和2年度からですね、随時この九つの部会の構成も含めて、何が1番学校の先生たち、教職員への支援、併せて子供たちへの健全育成ができるだろうということを繰り返し検討をしてみました。32ページのICT部会、そして33ページの学力向上(教務主任部会)、34生徒指導部会、特別支援部会で36ページのAEE部会、学校給食部会、養護部会、司書・給食事務、事務、これが九つの今部会なんですが、あさぎり中学校及び免田小学校のように、本町の中でも職員数が割と多いところはですね、九つの部会があっても、ダブることなく、その部会に参加をすることができるんですが、1クラス、あるいはさらに小規模の学校が中心ではあるんですけども、学力向上について、この学力向上(教務主任部会)、あるいはAEE部会、ICT部会って重なってると力のある教職員が、ここの部会にもこの部会にもどうしても、学校規模も含めて参加をしないとけないというのが少し懸案でした。令和5年度は、減らすことが目的ではないんですが、再編を検討した上で、令和6年度を迎えましょうということを、校長先生、はじめ先生方にいろいろお話をして、1年間をやって、ここに総括を載せさせていただきました。思いはそこに書いてあるんですが、出た意見を幾つだけ確認をしたいと思います。32ページを御覧ください。ICT部会、ICT部会については、他部会と連携する段階ではないように思われると1番下書いてございます。学力向上(教務主任部会)については、同じく下から2行目のところから、本来の教務主任部会に戻すことを検討すると書いてございます。34

ページ生徒指導部会は、やはり、他の部会との再編は厳しい。35ページは特に特別支援については書いてごさいませんでした。36ページ、AEE部会についても、下から2行目にあるとおり、単独の部会として指導力向上の取組をしたい。37ページは特にありません。38ページ、養護部会も39ページも40ページもそれぞれの連携が難しい部会ではありますので、そのような御意見を頂いて、あくまで教育振興会というのは、教育委員会のほうでそれらの意見を頂いた上で判断をすると教育長と確認をしておりますので、前後いたしますが30ページ31ページにお戻り頂きまして、来年度、令和6年度については、30ページのICT部会から1番左側のところに書いておりますけれども、1か所だけ変更をさせていただきました。九つの部会は変わりません。変わりませんが上から2番目の令和5年度までは学力向上（教務主任部会）でしたけれども、教務主任部会に戻すという御意見もありましたので、九つの部会は維持しますが、ちょっと順番並びを変えまして、教務主任（学力向上）、つまり学力向上（教務主任）だと、この会には、研究主任も教務主任も出なければいけなかったもので、あくまで教務主任が出て学力向上お話をする時にのみ研究主任が参加をするというような、若干負担感を軽減するというようなことで考えております。そして、31ページ1番上を御覧頂ければと思いますが、冒頭、令和2年からこの教育振興会については、組織化をしましたというお話をしましたが、令和2年組織化した途端にコロナ禍で、実はここにあるとおり、教育振興会の全体会総会というのをやったことがございせんが、令和6年度はこれらを開催したいと考えております。で、前後いたしますが30ページの部会組織の1番上にあるとおり、あさぎり町教育振興会の構成メンバーとしては、教育委員の皆様方、そして教育委員会、校長会、PTA会長ということですので、31ページの上にある、今、開催予定として期日はちょっと確定しておりませんが、これを5月6月中に開催を6年度はしたいと考えておりますので、令和6年度の教育振興会の組織及びこの総会の開催について、御検討頂いて、御承認を頂ければと思います。長くなりましたが説明以上です。

○米良教育長 はい、ありがとうございました。昨年度と大きくこう、この部会は変わっておりませんが、先ほど30ページありましたように、教務主任（学力向上）というところをですれちょっと入替えまして、教務主任会のほうをやっぱ主にしながらというところで今計画しておるところですが、いかがでしょうか、何かお尋ね等ございせんでしょうか。一応6年度はこの振興会で一応やっていきたいというふうに思っておりますがよろございますでしょうか。管内にも、振興会がございせんが、うちは、あさぎり町のこの教育振興会ですね、そしてやっぱ小学校・中学校が連携していく上ではやっぱこういう組織がやっぱ大事だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひますが、6年度については、この組織でいきたいと思ひますがよろございますでしょうか。（○「はい」という意見多数あり）はい。また、今年も全体会も計画をしたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。今年も充実した部会をですれ目指していきたいというふうに思ひますので、教育委員の皆様方からもいろいろ御意見等も頂ければと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。では、この件についてはよろございますでしょうか。はい。では次の（4）の令和6年度あさぎり町「家庭教育支援」「基礎学力定着」事業について、まず説明よろしくお願ひしたいと思ひます。

（4）令和6年度あさぎり町「家庭教育支援」「基礎学力定着」事業について

○吉川指導主事 はい、では失礼いたします。資料は41ページ42ページを御覧ください。あさぎり町が行うあさぎり町教育委員会が行う魅力ある教育の一つとして、そこに書いてございせんが、家庭教育支援事業及び基礎学力定着事業というのを令和3年度から段階的に行ってきております。で、段階的にというお話をしましたけれども、それぞれの事業ですね、毎年少しずつ見直しをしながらやってきておりますので、令和6年度の二つの事業について、案をお示しをさせていただきたいと思ひます。まず、41

ページ、基礎学力定着事業については、小学校のあさぎり未来塾と中学校の未来塾というのがあります。合わせてその中で、基礎学力定着事業としては、令和4年からですね、年間20日間、行っていたものを、より目的に沿った形ということで令和5年度から夏季休業中の3年生に絞って5日間というふうに変更をしましたけれども、これについて、来年度からチャレンジ塾という名前にして、今年度非常に低学年の基礎学力定着につながったという御意見も頂きましたので、令和6年度もほぼ同じように、2年生の基礎学力について、3年生の子供たちに夏季休業中に5日程度の支援を行っていきたいというふうに考えております。なお、これについては学校の先生方の御負担を減らすことと、子供たちにいつでも振り返りができるようにということで、4番の(3)番の教材のところに昨年度から、量が多いという声もありましたけれども、3冊程度の教材も用意して、非常に効果的な活用ができたという御意見もありましたので、来年度もこれを継続をしていきたいというふうに考えております。なお、これについてはまた近まりましたら教育委員の皆様方には、開校式または閉校式いずれかに御参加を頂くという令和5年度と同様の御協力についてお願いをしたいと考えております。めくっていただきまして42ページを御覧ください。こちらでも令和3年度から暫時見直しをしながらというお話をしましたけれども、令和3年4年5年の3年間は、熊本大学名誉教授、吉田道雄先生と熊本大学大学院、大塚芳郎先生のお2人の先生方を、3校ずつ分担をしながらという形で行ってききましたけれども、42ページにあるとおり、来年度は親の学びプログラムの生みの親であります三角幸三先生、この先生は小学校の校長先生等も務めで、熊本県の社会教育ではもう第一人者でございます。そしてお2人目の坂口明夫先生というのは、大牟田に御在住で、今熊本県の社会教育委員をお勤めの方で、私の前の小園主幹、社会教育課にお勤めの方に、この家庭教育支援事業の講師になりそうな方でどなたかおられませんかとお尋ねをしたところ、まず第一声で帰ってきた方がこの方で、割とこの方は人吉市と馴染みがあるというかよく来られるということもあり、お2人についても御内諾を頂きました。ですからこの2人について6年7年を3校ずつ、そして教育長に御相談をしてですね、三角先生には、令和6年8月9日に予定をしております、教育委員の皆様方に過去2年間も参加を頂きましたが、教職員研修会、教職員研修会を8月9日に予定しておりますが、つまり、この三角先生のお話は、来年度、教職員の皆様方にも聞いていただく予定としております。家庭教育支援事業については、家庭教育講演会プラス親の学びを検討しておりますので、家庭教育講演会についてはこのお2人で進めていきたいというふうに考えております。親の学びについてはですね、令和4年5年、2年間であさぎり町内の幼稚園・保育園・認定こども園等々の約半数程度が親の学びの講座をしていただきましたけれども、これを小学校だけではなく校区にある就学前の皆様方の参加というのも考えながら検討をしていきたいと考えております。すみません、教育長がよくおっしゃる、あさぎり町が行う家庭教育支援を是非今後も継続をしていくという考えに基づいて予算立てもしていただきましたので、持続可能な、6年度7年度以降も意識しながら、このように予定をしていきたいと考えております。以上です。

○米良教育長 ありがとうございます。一応、基礎学力定着につきましては、今年度3年生を中心にやっていくと。一昨年は3・4年だったんですが、やはり絞ったらよかろうということで、昨年度は3年生に絞りました。そのほうがやはり、きちんとした基礎の部分の定着を図るということを狙って参列をしましたので、来年度も3年生への基礎学力定着ということで実施したいと思っております。それから、家庭教育支援員につきまして2名ですね三角先生と坂口先生、2名に今年はお願いをするわけですが、先ほど説明がありましたように、参加者をやっぱり増やすということが課題の一つかなということで、もっと、枠を広げていきたいというふうに思っておるところです。今年もこの教育関係の支援ですね家庭教育支援については、これをまた継続してやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。この件についてよろございますでしょうか。はい、ありがとうございます。それ

では最後の（５）の令和５年度あさぎり町指導主事活用事業について、説明よろしくお願ひいたします。

（５）令和５年度あさぎり町指導主事活用事業について

○吉川指導主事 はい、では失礼いたします。資料４３ページを御覧ください。今年度、町の指導主事活用で各学校訪問させていただいた一覧を４３ページ載せております。一つだけ先生の体調不良で中止になったのがございましたが、今年度は３２回行っております。めくっていただいて４４ページを御覧ください。学校は単純比較はできないんですけれども、そのような形で、教科ごとの比較も、昨年、令和４年度２６だったのが３０人に若干増えました。これは教職１年目から３年目の先生方は是非にとお願ひをしたことで、このように増えたのではないかなあと考えております。各学校を決して比較するつもりはありませんけれども、効果的にですね、管内指導主事活用、町の指導主事活用、御活用頂いて、先生がたの資質向上につながられればなあと考えております。４５ページには、このことを受けて令和６年度も町の指導主事活用は先ほど申したとおり５番の（２）番に、初任者２年目３年目までの教職員は、研究授業ではなくても積極的に本授業をしてくださいというふうなのを続けて記載をしておりますので、校長先生教頭先生そして研究主任の先生方に改めて６年度になりましたら、これを通知していきたいというふうを考えております。以上です。

○米良教育長 はい、ありがとうございます。やっぱり、若い先生を中心にですね、また実施していきたいと思っておりますし、やっぱり授業の改善、これがやっぱり私は大事なと思っておりますので、そういうことも、狙いの一つとして取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。報告の（５）まで終わりましたけど事務局のほうから何か。報告等はありませんでしょうか。なければもうこれで閉じて課長のほうに戻したいと思ひますがようございませうか。はい、課長のほうに戻します。

10 その他

（１）次回教育委員会の日時

○山口課長 はい。それでは、その他に入りたいと思ひます。その他は次回教育委員会の日時となっておりますが、令和６年４月、現在のところ２３日から２６日まで会議室も開いております。委員さんのほうで御都合の悪い日があればお知らせください。（協議中）では、２５日の木曜日あたりでいいですか。はい、４月２５日木曜日の午後３時からということをお願ひしたいと思ひます。それでは、以上で予定しておりました日程全て終了いたしましたので、御起立をお願ひいたします。礼。はい。これもちまして、令和６年第３回教育委員会議を閉じます。どうも長時間お疲れさまでした。

《閉会 午後４時２０分》